

千葉県福祉サービス第三者評価の事業所評価結果票 (保育所)

1 評価機関

| | |
|--------|--|
| 名 称 | 特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター |
| 所在地 | 〒298-0026 千葉県茂原市茂原480 |
| 評価実施期間 | 平成24年7月24日 ~ 平成24年12月17日 |

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

| | | | |
|---------------|---|-------|-----|
| 名 称 (フリガナ) | 野田市立 古布内保育所 ノダシリツ コブウチホイクショ | | |
| 所在地 | 〒270-0221 千葉県野田市古布内1526-1 | | |
| 交通手段 | 東武野田線 川間駅より | | |
| 電 話 | 04-7196-1880 | F A X | |
| ホームページ | http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/osaki/index.html | | |
| 経 営 法 人 | 株式会社 日本保育サービス | | |
| 開設年月日 | 昭和 51 年 4 月 1 日 (指定管理移行) 平成20年4月1日 | | |
| 指定年月日 | 昭和 | 年 | 月 日 |
| 併設しているサービス | なし | | |

(2) サービス内容

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------------------|-----|-------|------|------|-----|---------|-----|------------------|
| 対象地域 | 千葉県野田市 | | | | | | | | |
| 定員 と 実数 | 年齢別 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | 実数の人員 は10/1現在 |
| | 定員 | 6 | 12 | 12 | 20 | 20 | 20 | 90 | |
| | 実数 | 9 | 17 | 21 | 29 | 21 | 20 | 117 | |
| 敷地面積 | 229.70㎡ | | | 保育面積 | | | 589.19㎡ | | |
| 保育内容 | 0歳児保育 | | 障害児保育 | | 延長保育 | | 夜間保育 | | |
| | 休日保育 | | 病後児保育 | | 一時保育 | | 子育て支援 | | |
| 健康管理 | 健康管理マニュアルにより管理 | | | | | | | | |
| 食事 | 朝おやつ(乳児)、昼食、おやつ、補食・夕食(延長保育) | | | | | | | | |
| 利用時間 | 月曜日～土曜日 午前7時00分～午後8時00分 | | | | | | | | |
| 休 日 | 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日) | | | | | | | | |
| 地域との交流 | 園庭開放、世代間交流事業 | | | | | | | | |
| 保護者会活動 | 運営協議会参加、行事の手伝い、アンケート調査 など | | | | | | | | |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員 | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計 | 備 考 |
|-------|------|---------|---------|-----------------------------|
| | | 14 | 17 | |
| 専門職員数 | 保育士 | 看護師 | 栄養士 | ●2-4時間の短時間パート含む●その他は安全指導員1名 |
| | 保健師 | 調理師 | その他専門職員 | |
| | | 7 | 1 | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) サービス利用のための情報

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 利用申込方法 | 指定管理の為、野田市役所に申し込みをします。 ＜問い合わせ先＞野田市児童家庭部 保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175、2149 月～金(祝日・年末年始は除く) 8：30～17：15 | | |
| 申請窓口開設時間 | 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 8時30分～17時15分 | | |
| 申請時注意事項 | 保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。ただし年末・年始は休所となります。 | | |
| サービス決定までの時間 | 原則的に毎月1日付の入所となり、受付は入所希望日の前月10日まで | | |
| 入所相談 | 野田市役所・当保育所で随時お受けしております。 | | |
| 利用料金 | 保育料は、所得税や市民税などの額と児童年齢で異なります。午後6時以降の保育は、別途料金がかかります。具体的には、野田市役所へお問い合わせ下さい。また、保育料以外に保育所で集金させていただくものがあります。 | | |
| 食事料金 | 保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費としてが必要となります。 | | |
| 苦情対応 | 窓口設置 | ①苦情受付担当者；沖山理恵子 主任保育士 苦情解決責任者；林 恵子 保育所長 ②指定管理者；(株)日本保育サービス運営本部 ③野田市；児童家庭部保育課 | |
| | 第三者委員の設置 | 野田市；福祉施設サービス苦情相談員 4名 指定管理者；第三者委員 2名 | |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>サービス方針 (理念・基本方針)</p> | <p>○運営理念 1、安全&安心を第一に室内設備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。 2、お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を保育所は幼稚園などと異なり、お子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日楽しく過ごせるような様々な保育プログラムを用意し、卒園後も心に残る思い出がたくさん作れるような保育をめざします。 3、利用者（お子様・保護者ともに）のニーズに合った質の高いサービスを提供、育児と仕事の両立を図る保護者の為の延長保育に加え、子育て中の保護者をサポートする多様なサービスを提供します。</p> |
| <p>特 徴</p> | <p>○田畑が多く、自然に恵まれた環境である事から、子ども達が食に興味関心を持つよう、保育所内で農作物を育て、収穫し、クッキング保育を行っています。また、生き物と自然に触れ合うことで、思いやりの心、命の大切さを学んでいます。 ○就学前自動がスムーズに小学校へ移行できるよう、近隣の幼稚園、小学校との交流活動や体験活動を積極的に行っています。 ○少子化・核家族により、異年齢保育や地域の方々との交流を通じて、豊かな人間関係を構築できるようにしています。</p> |
| <p>利用（希望）者 へのPR</p> | <p>○園目標 ・元気な子（よく笑い・よく遊び・よく食べる健康な子） ・優しい子（異年齢保育を通し、優しさ、思いやりのある子） ・頑張る子（何事にも最後まであきらめない逞しい子） ○延長保育の拡大 20時までの時間延長 ☆保育時間☆ 平常保育：8時30分～17時 延長保育：18時～20時 ○園行事 ・苗植え（季節ごと）・紙芝居（年4回ボランティア団体による） ・保育参観・七夕祭り・夏祭り・お泊り保育・一日保育士体験・運動会・稲刈り・お芋堀り・交通安全指導・消防自動車見学・遠足・ハロウィン・生活発表会・クリスマス・人形劇・伝承遊び・お店やさんごっこ・豆まき・雛祭り・卒園式 ○月行事 ・誕生会・避難訓練・発育測定・園庭開放 ○手作り給食・おやつ提供 ・クッキング保育・親子クッキング・おやつ試食会 ○補食・夕食のサービスの提供 18時～19時（補食提供） 19時～20時（夕食提供） ○オリジナルプログラムの提供 英語（外国人講師）、リトミック（専任講師）、体操（専任講師）、小学館幼児教室</p> |

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

子どもの元気な挨拶が聞かれ、思いやる心が計画的な異年齢交流から生まれています。

- ・ 異年齢交流の年間計画が作成され、夏祭り、お店屋さんごっこには0歳児から参加し、園全体の交流が行われています。
- ・ 3歳児から5歳児を対象にグループランチ、野菜栽培の苗植えから収穫、運動会での合同遊戯、劇遊びでの好きな劇を選んでの活動など日々の生活や遊びを通じ、子ども同士のかかわりを大切にすることで、思いやりや積極的な挨拶などが身についています。

自然の恵みへの感謝と、食を育む力へつなげる食農と食育の連携が図られています。

- ・ 園庭に作った小さな田んぼから米を収穫し、まぜご飯(お稲荷)を作って食べたり、野菜の皮むき、食材を使った八百屋さんごっこ、お泊り保育でのカレー作りなど子どもの発達に沿ったクッキング保育が行われています。
- ・ 豊富な食材を使った手作り給食やお楽しみメニューに子ども達は楽しみながら良く食べる姿が見られます。
- ・ 食農指導員による巡回指導、栽培マニュアル、ふたば通信など栽培のバックアップ体制があり、食と農の一体となった取り組みがされています。

幼・保・小の連携、交流などで地域の暖かな子育て環境が作られています。

- ・ 幼稚園児を招き夏祭りを楽しんだり、就学に向けて、1年生や5年生と一緒に遊ぶなどの交流が年3-4回行われています。
- ・ 配慮を必要とする子どもへの対応は市の相談員、小学校担当教師、運営本部の臨床心理アドバイザーと連携し子どもの育ちや保護者を支えるなど、様々な取り組みが行われ、地域での子育てネットワークが築かれています。

人材を育成し専門性を養う、必須の階層別研修や自由選択研修などが実施されています。

- ・ 新卒、中途入社、2年目、3年目、4年目以上・中途入社、主任、園長などの階層別研修や自己の年間研修目標に沿った保育の知識・援助技術を学ぶ自由選択研修が行われています。
- ・ 職場の先輩が新卒職員の相談にのり、職場や社会人生活に慣れる手助けをするチューター制度や中途入社職員へのフォロー計画など人を育て支える体制があります。

より良い保育所をめざし、保護者の意見要望に応える地道な取り組みがされています。

- ・ 保護者が話しやすい雰囲気づくりや行事後の保護者アンケート、保育所第三者評価で出された保護者の声など意見や要望に丁寧に対応されています。
- ・ 改善、実施内容は保育の見直しや駐車場の外灯設置・整備、保育所の耐震診断が実施されました。

さらに取り組みが望まれるところ

非常災害を想定した、園外への避難口(門扉)の開閉訓練が実施されることを期待します。

- ・ 様々な場合を想定した避難訓練が実施されていますが、避難時における北門、西門を利用した避難訓練を行い、例えば門や鍵の開閉、避難通路の確保など課題を明らかにし対策が講じられることを期待します。

地域社会との交流を図るため、分かりやすい資料を作成し情報提供がされることを期待します。

- ・ 子育て支援としての園庭開放の資料、古布内保育所概要が配布されていますが、園内開放や園児との交流などについても記載されることを期待します。
- ・ 地域への情報提供として、日常行われている内容(例えば一日の過ごし方や年間行事予定、保育内容)について知らせる資料を作成されることが望まれます。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

- ・ 非常災害を想定し、職員全員で避難時における課題・役割を明確にし様々な避難訓練を実施する予定です。
- ・ 指定管理として5年目となり、保護者との協働の保育、子育て支援の視点から保育所、保育者の役割と保育サービスが求められるように、地域への情報提供をもっと明確化し、楽しめる資料作りに取り組めます。また、職員全員が自己評価の意義を共通認識し、保育所として改善を図ることにより保育の質の向上が図れ、職員の意欲の向上につながるようし、より良い保育を目指していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目 | 標準項目 | | |
|------|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|---|-------|---|
| | | | | ■実施数 | □未実施数 | |
| I | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針 | 1 理念・基本方針の確立 | 1 理念や基本方針が明文化されている。 | 3 | |
| | | | 2 理念・基本方針の周知 | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | 3 | |
| | | | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | 3 | | |
| | | 2 計画の策定 | 事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定 | 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | 4 | |
| | | | | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | 3 | |
| | | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。 | 5 | |
| | | | | 7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | 3 | |
| | | 4 人材の確保・養成 | 人事管理体制の整備 | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | 4 | |
| | | | | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5 | |
| | | | 職員の質の向上への体制整備 | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。 | 5 | |
| II | 適切な福祉サービスの実施 | 1 利用者本位の保育 | 利用者尊重の明示 | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。 | 4 | |
| | | | | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。 | 4 | |
| | | | 利用者満足の上昇 | 13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | 4 | |
| | | | 利用者意見の表明 | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。 | 4 | |
| | | 2 保育の質の確保 | 保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化 | 15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。 | 3 | |
| | | | | 16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 4 | |
| | | 3 保育の開始・継続 | 保育の適切な開始 | 17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | 2 | |
| | | | | 18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。 | 4 | |
| | | 4 子どもの発達支援 | 保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進 | 19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | 3 | |
| | | | | 20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | 4 | 1 |
| | | | | 21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 | 4 | 1 |
| | | | | 22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。 | 4 | |
| | | | | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | 5 | |
| | | | | 24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。 | 6 | |
| | | | | 25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | 3 | |
| | | | | 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | 3 | |
| | | 5 安全管理 | 環境と衛生 事故対策 災害対策 | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | 3 | |
| | | | | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。 | 3 | |
| | | | | 29 食育の推進に努めている。 | 5 | |
| 6 地域 | 地域子育て支援 | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | 3 | | | |
| | | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | 4 | | | |
| | | | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5 | | |
| | | | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | 5 | | |
| 計 | | | | 127 | 2 | |

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

| 評価項目 | 標準項目 |
|--|--|
| 1 理念や基本方針が明文化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに「運営理念」「保育理念」「運営方針」が明記され、(株)日本保育サービス(以下運営本部という)の使命や目指す方向、考え方が示され、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 | |
| 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運営理念」「園目標」「24年度園目標」「野田市の園目標」が職員室、廊下、各クラスに掲示され職員、保護者へ周知されています。 ・ 理念は保育計画を作成する年度初めに職員会議や昼礼で確認され、年度の園目標が決められています。 | |
| 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時に「入所のしおり」によって保護者へ説明がされ、年度途中入所の利用者へも同じように説明がされています。 ・ 園だよりにも「運営理念」が記載され周知されています。 ・ 園目標は「入所のしおり」へ記載されることを望みます。 | |
| 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理の保育所のため毎年野田市へ「業務計画書」が提出され、これに基づき業務が実施されています。 ・ 内容は1. 管理業務の実施計画(1)年度基本方針(2)業務計画(3)管理運営体制(4)委託実施計画(5)人員配置計画(6)研修計画等 2. 施設の利用計画が明確にされています。 | |

| | | |
|--|---|--|
| 5 | 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画、重要な課題は「業務計画書」に具体化され運営本部が実施しています。 ・ 「業務計画書」や年度を通して保育所に関する運営方針、課題については園長会議(平均月2回開催)で説明され、職員会議等で周知されています。 | | |
| 6 | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等の取り組みに指導力を発揮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「幼保連携型認定こども園」の拡充の機運が高まる中、養護とは、乳幼児の教育とはをテーマに各クラスで話し合い、まとめを野田市の「保育士懇談会」で発言する準備がされています。 ・ 個人別年間研修計画に基づき受講し評価・反省・振り返りを行い保育力の向上に努められています。提出されたレポートを確認し、所長からコメントと次の研修へのアドバイスがされています。 ・ 当保育所から今年度「ニュージーランド海外研修」へ1名派遣され、職場で報告がされました。 ・ 昇給、賞与の査定は保育園業務マニュアルに基準が明記され公平に行われています。 ・ 受講した研修は必ずレポートが提出されていますが、園内研修として例えば「個別指導計画の立て方」「保護者対応に活かすコミュニケーション」などを取り上げ実施されることを望みます。 | | |
| 7 | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則に組織及び職員が守るべき法、社会的規範、倫理が明記され職員へ周知されています。 ・ 保育園業務マニュアルに「園児への言葉がけ・対応について」が明記され職員へ周知されています。 ・ 運営本部にコンプライアンス委員会を設置し法令遵守が徹底されています。また、社内通報についても保育園業務マニュアルに明記されています。 ・ プライバシー保護の考え方は、就業規則に「機密保持」として明記され周知されています。 | | |
| 8 | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針は運営本部において作成されています。 ・ 評価基準や方法は「昇給・賞与査定」の中に考課査定、査定基準が保育園業務マニュアルに明記され、客観性や透明性が確保されています。 ・ 各職員が自己評価を提出し、所長、エリアマネージャー、代表による査定が行われ、結果はエリアマネージャーが各職員と面談し結果が説明されています。 ・ 保育園業務マニュアルに沿った職務分担表はありますが、現状の職員配置に見合った(事務員の配置、看護師の職務代行者の明記など)分担表が作成されることを望みます。 | | |

| | | |
|---|--|---|
| 9 | <p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇や時間外労働の把握、チェックがされ運営本部へ毎月報告されています。 ・ 増える事務的業務を処理するため事務員(非常勤、週2日勤務)が配置されました。 ・ 定期的に所長が面談し悩み、相談事を話し合い解決されています。また、新卒、中途採用の職員へは仕事を通じ声かけが行われています。 ・ 総合的な福利厚生事業は外部の複数施設と契約し職員が利用しやすい環境が作られています。 ・ 育児休暇、看護休暇、介護休業制度があり、現在育児休暇を取得中の職員がいます。 | | |
| 10 | <p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修体系は階層別(新卒、中途入社、2年目、3年目、4年目以上・中途入社主任、園長研修)と自由選択研修があり、中長期の人材育成を考えた制度になっています。 ・ 研修計画と内容は運営本部において作成されています。 ・ 個別年間研修計画は、各職員が作成し受講しています。 ・ 新卒の生活面を重視した相談、話し合いを先輩が務めるチューター制度と中途採用者フォロー計画が実施されています。 | | |
| 11 | <p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利や擁護などは毎年保育課程、保育の計画を作成する際内容について確認されています。 ・ 保育園業務マニュアルに「園児への言葉がけ・対応」があり、人格を否定する言葉、権利を否定する言葉、ジェンダ、注意すべき口調等が明記され、日常の保育に反映されています。 ・ 虐待被害については、運営本部、野田市児童家庭課、児童相談所、保健センターとの連携が確立しています。 | | |
| 12 | <p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに個人情報保護方針が明記され、利用目的も明示されています。また所内に個人情報保護方針が掲示されています。 ・ 個人情報保護に関する研修は、職員会議や昼礼においておこなわれ、実習生、ボランティアには開始前に周知徹底されています。 | | |

| | | |
|---|--|---|
| 13 | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育参観、運動会、発表会等行事終了後のアンケートを実施し意見・要望をまとめ課題の改善や保育所運営へ反映されています。 ・ 個人面談(7月は全保護者と実施、2月予定)、クラス懇談会を実施し保育に関する意見・要望や相談、悩み事等について話し合い保護者と職員の信頼関係づくりが行われています。 ・ 懸案事項であった駐車場への外灯の設置がされ安全面の強化がされました。 | | |
| 14 | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付体制は入所のしおりに「保育内容に関する相談・苦情など」を記載し保護者へ配布、説明されています。 ・ 所内に苦情受付体制を掲示するとともに玄関ホールに意見箱を置き意見が出しやすいようになっています。 ・ 保育園業務マニュアルにクレーム対応が明記され、保護者へ解決内容を説明し、クレーム受理票に記録がされています。 | | |
| 15 | 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育過程に基づき、長期・短期の指導計画に沿い保育内容の評価・見直しが行なわれ、前期・後期での保育内容等の自己評価の振り返りが実施されています。 ・ 昨年に引き続き第三者評価を受審し課題については、例えば駐車場の外灯の設置や整備など改善に努め、評価結果については公表すると共に保護者が見やすいように掲示されています。 ・ 保育内容の自己評価についてはPDCAサイクルの活用をより認識し、課題発見とその改善に取り組まれることを期待します。 | | |
| 16 | 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに、保育業務の基本(登降園時、給食おやつ、散歩園外保育、発熱時、異年齢保育などの対応16項目)、衛生、感染症、個人情報、虐待対応、災害時緊急対応及び消防訓練などのマニュアルが整備されています。 ・ 上記に加え独自に、おむつ交換、給食、消毒液の作り方などのマニュアルを作成し掲示して業務の基本や手順の徹底に努められています。 ・ マニュアルの見直しは年度末、及び必要に応じて随時話し合いが行なわれ改定されています。 ・ 保育園業務マニュアルは多岐・細目にわっており、例えば保育内容等に関するマニュアルは分冊にまとめ日常的に活用し易いように工夫されることを期待します。 | | |

| | | |
|---|---|--|
| 17 | 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営本部ホームページに当保育所の概要が公開されています。 ・ 保育園業務マニュアルに「問い合わせ、保護者・訪問者への対応」「内覧時の対応」にそって対応がされています。 ・ 見学者には必ずアンケートをお願いし今後の運営に反映されています。 | | |
| 18 | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所の際、「入所のしおり」をもとに理念、保育方針・内容、などが説明され面接シートに記録されています。 ・ 保育サービス内容、保育用品の料金、保育料など必要事項を説明後、保護者の意向を確認し同意がされています。 ・ 入所のしおりに園の目標を記載するとともに苦情受付については、具体的に名前を記載されることが望まれます。 | | |
| 19 | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育過程は運営理念、基本方針、野田市の保育目標、園の保育目標をふまえ、保育所保育指針、発達過程などが組み込まれ編成されています。 ・ 昨年の保育の評価・反省の話し合いや運営本部独自の子ども達が楽しむ心・学ぶ楽しさを育む保育プログラムも踏まえ、職員が共通理解し、所長責任のもと作成されています。 ・ 保育過程に園の保育目標を達成するための重点方策などが示されることを期待します。 | | |
| 20 | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 <input type="checkbox"/> ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育過程に基づき、年間、月間、週案などの長期的・短期的な指導計画が作成されています。 ・ 3歳未満児については個別指導計画が作成されています。また、配慮の必要な子どもに対しては、職員の共通理解のもと保育を行ない保護者対応が行なわれ、記録されています。 ・ 発達過程をふまえ、生活や季節の変化などを考慮し、指導計画の実践の振り返り、見直し改善に努められています。 ・ 指導計画は目標達成のために「内容」をより具体化し、「配慮事項」や「環境構成」、「評価・反省」へつながるよう見直しがされることを期待します。 | | |

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| 21 | <p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 □ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具の用意や牛乳パック等を利用した手作り玩具などで、遊びが発展するように工夫されています。 ・ 朝の登所後や午後のおやつ後などの時間帯で室内や園庭での自由に遊ぶ時間や場所が設けられています。 ・ 遊びの中で、例えば3歳以上児での劇遊びでは自分の興味のある劇を選び参加したり、生活習慣での食事や排泄などで自発性を大切にしたりなどの保育者の働きかけがみられました。 ・ 自由に素材や玩具を取り出して遊べる工夫が課題になっており、原因の分析や実践例の情報収集などを行い、保育環境づくりがされることを期待します。 | | |
| 22 | <p>身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達は季節の野菜を栽培(イチゴ、じゃが芋、稲、トマト、サツマイモなど)の種や苗を植えたり水やりなど、観察しながら育て収穫までの一連の体験活動が行なわれています。 ・ 運営本部の食農指導員による栽培マニュアルや職員向けふたば通信など栽培のバックアップ体制があり保育に活かされています。 ・ 近隣は田畑で自然に恵まれており、カタツムリやカブトムシ、ザリガニなどの飼育や秋には落ち葉、ドングリ拾いなど、動植物に触れる機会が多くつくられています。 ・ 夏祭りでは近隣の幼稚園児が参加し一緒にグループで夏祭りを楽しんだり、仲よしデーに近隣の方々を招き交流し地域の人たちと接する機会が作られています。 ・ 近隣の公園や会社の広場、小学校などを散歩や遠足で利用し、公共でのルールなどを学ぶ社会体験が得られるよう取り組まれています。 | | |
| 23 | <p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おはよう、こんにちは、いただきますなど、生活の様々な場面での挨拶を保育者が積極的に行なう中で、子ども達も元気な挨拶をする姿が見られます。 ・ 子ども同士の関係をより良くするような貸して、ありがとう、ごめんねなどの言葉が自然に出るような対応がされています。 ・ 喧嘩やトラブルが発生した時は、安全を考慮し子ども同士で解決できるよう見守りや仲立ちなどの援助が行なわれています。 ・ 生活や遊び、異年齢交流の中で社会的ルールをその都度しらせ身に着くように配慮されています。 ・ 2歳から5歳児が年齢や個別性を考慮し、給食の準備などの当番活動を通して責任を持って役割を果たせるような取組みがされています。 ・ 異年齢交流は年間計画のもと、3歳から5歳児が給食を食べるグループランチや野菜の栽培、夏祭り、運動会での3クラス合同の遊戯、生活発表会での劇遊び、0歳児から参加のお店屋さんごっこなど異年齢での活動が豊かに展開されています。 | | |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| 24 | 特別な配慮を必要とする子どもの保育 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育の該当児はいませんが、社内・社外研修へ積極的に参加し、所内で報告・話し合い、共通の認識のもと援助の知識や技術、情報を日々の保育に活用し、子ども同士の関わりについても配慮されています。 ・ 配慮の必要な子どもの保育は市の相談員との情報交換、指導方法などについての話し合いや小学校の支援学級の教師・保護者との連絡を密にするなど関係機関とのネットワークが構築されています。 ・ 運営本部の臨床心理アドバイザーによる相談シートを使った相談・助言・指導が行なわれています。職員は共通理解のもと保育や保護者対応がされており、指導や経過が巡回記録シートに記録されています。 | | |
| 25 | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児は生活記録表、3歳以上児は連絡ボードにより健康や引き継ぎ事項のチェック、遅番職員との口頭での引き継ぎ時間を設け長時間引き継ぎノートに記録し、保育者と保護者の連絡を密にしながらかえ漏れのないよう留意されています。 ・ 子どもの体調には十分配慮し、マットを敷きゴロゴロ寝転んだり、コーナーを設け好きな遊びがゆったりできるように配慮されています。 ・ 18時以降は補食、19時以降は夕食が提供され子どもの食のリズム、情緒の安定など子どもの立場に立ったサービスが提供されています。 | | |
| 26 | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な保護者との情報交換は送迎時の対話や3歳未満児は個別の連絡帳、3歳以上児は一日の保育内容を記録した連絡ノート、掲示板などにより情報の共有がはかられています。 ・ 個人面談(年2回)、懇談会(年2回)、保育参加・参観(年7回)、一日保育士(年3回)、行事等への随時希望参加など、保護者が子どもの姿や保育内容への理解を深める事ができるような取り組みがされ記録されています。 ・ 行事ごとの保護者アンケートを実施し、感想・意見・要望など受け止め、行事の見直しや意見・要望に対しては、職員で話し合い保護者にフィードバックされています。 ・ 保護者から随時相談し易いような雰囲気づくりに努め、必要に応じ上司に報告されています。 ・ 保護者会があり保護者会独自のアンケート調査が実施され、保育所運営に反映されています。また、平成24年度の園目標(元気な子・優しい子・頑張る子)設定の説明が保護者会だよりでされています。 ・ 近隣の幼稚園との夏祭りでの交流や小学校の1年生や5年生との遊びの交流を年3~4回行なわれており、職員の交流は幼・保・小連絡協議会での情報共有や相互理解などでも密に連携がはかられています。 ・ 子どもの育ちを支える保育所児童保育要録が小学校に送付されています。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| 27 | <p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し、継続観察を行い記録している。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健計画が作成されています。 ・ 発育測定を毎月実施し発達の記録に記入されています。 ・ 嘱託医による健康診断は、内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)実施し、結果については健康台帳に記録し、その日のうちに保護者に文書で渡し、送迎時に口頭でも説明されています。健康診断で疾患が見つかった場合は医師の指示書に従い保育が行なわれています。 ・ 健康管理マニュアルに基づき、登所時の健康状態の把握や一人ひとりの健康状態は、主任保育士が体調を確認し看護日誌に記録されています。 ・ 送迎時や保育中の子どもの表情や様子に注意や衣服の着脱時などでの観察など行なう中で、虐待等の早期発見に努められています。 ・ 虐待対応マニュアルが整備され、虐待が疑われる場合には所長に報告し、市の相談員、運営本部、児童相談所に連絡をする体制が整っています。 | | |
| 28 | <p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに発熱・発病時の対応、怪我・事故の対応があり、子どもの状態等に応じて保護者への連絡、嘱託医や子どものかかりつけ医等に相談し適切な処置がとられています。 ・ 感染症については感染症マニュアルがあり、疾病の発生予防に努め、発生や疑いがある時は必要に応じて嘱託医、市、保健所、運営本部に報告・指示に従うと共に、職員・保護者に知らせ協力を求める体制があります。 ・ 子どもの疾病等の時は、事務室内のベットで休む等の対応がされていますが、医務室のスペースの確保や安静が保てる環境などの整備が望まれます。 | | |

| | | |
|----|--------------|---|
| 29 | 食育の推進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 |
|----|--------------|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育計画を作成し、保育の計画に位置付け評価・反省されています。 ・ 豊富な食材を使った手づくり給食や季節感のあるメニュー、お楽しみ給食(例えばくまちゃんランチ)など工夫がみられ、楽しんで食べる事ができるような工夫がされています。 ・ 運営本部の食農指導員による野菜の栽培と栽培した野菜を食材に利用しクッキング保育を行うなど、食と農を連動させ一連のつながりを持った取り組みがされています。 ・ クッキング保育が年間通して企画書や進行表での計画、反省など調理員と保育者の共通理解のもと実施し、例えば、材料に触れる野菜の皮むき、野菜の名前を覚え八百屋さんのごっこ遊びとしての展開、おやつのコーンフレークの盛り付け、年長児のお泊まり保育でのカレーを作って食べるなど年齢に応じた食の体験活動が行なわれています。 ・ 食物アレルギーの疾患の子どもは現在いませんが、医師の診断書により除去・代替食の提供、保護者・調理員・担任での三者面談、アレルギー進行表による記録、誤食防止のための声かけ確認、トレーやエプロンの色を違えるなど細目に亘り配慮する体制があります。 ・ 子どもの食べる量の個人差が考慮され、よく食べる子はおかわりをするなど、落ち着いた楽しい雰囲気の中で食事を楽しみながら食べる姿がみられました。 | | |
|---|--|--|

| | | |
|----|---------------------|---|
| 30 | 環境及び衛生管理は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。 |
|----|---------------------|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各クラス換気・採光などに配慮し、温度・湿度は午前と午後の2回計り保育日誌に記録し、保育の妨げになるような音を出さないよう留意されています。 ・ 掃除は決められた時間に行ない、お部屋の掃除チェックリスト、トイレ掃除チェック表、玩具などの消毒チェック表などを利用し、記録や掲示により確認を行ない衛生管理に努められています。 ・ 子ども及び保育者の手洗いは励行され、手拭きはペーパーを利用し、清潔が保たれています。 ・ 室内外の整理整頓を行ない快適な保育環境作りに努められています。 | | |
|---|--|--|

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| 31 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに事故発生時の対応が整備されており、緊急連絡フローも掲示し、全職員に周知徹底されています。 ・ 怪我や事故が起きた場合はアクシデントレポートに記録し、発生原因の分析、再発防止の対策が取られています。 ・ 職員を2カ月ごとに3日間、朝から夕方まで他園に交換派遣し、安全チェック記録表(保育所内外での生活や遊び、設備などの161の点検項目)により安全チェックが行なわれています。指摘事項は職員で話し合い改善に向けた対応がされています。 ・ 運営本部に安全対策委員会が設置され、月1回安全委員会を開催し、安全に関する取り組みの共有化がはかられています。 ・ 朝と夕方、登降所する正門に安全指導員が配置され子どもたちの安全が守られています。 ・ 不審者等の対策としてセコムに加入しており緊急通報システムが整備され、不審者対応訓練も行なわれています。園外保育にはココセコム・防犯ブザー・蛍光ウインドブレーカーの着用など安全への対策が徹底しています。 | | |
| 32 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園業務マニュアルに災害時対応が整備され職員に周知されています。 ・ 避難訓練は毎月テーマを変え実施し、防災の日には広域避難場所(二川小学校)まで避難し、避難経路や所要時間の確認が行なわれています。 ・ 年1回、消防署員による避難や消火器の使い方の指導訓練を受けています。 ・ 災害時の安否確認の方法として保護者の携帯電話の登録により、災害伝言版の利用して保護者への情報提供が行なえるようになっており、全職員に周知されています。 ・ 耐震診断が9月に行われ来年1月に結果が報告される予定です。 ・ 地震・火災等の非常災害発生に備え職員の役割分担の確認や安全を重視した上履きの検討が望まれます。 | | |
| 33 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。 |
| <p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域への子育て支援として園庭解放を月1回行われています。参加者には戸外や室内で同年齢の子どもとの保育に参加して一緒に遊ぶなど柔軟な対応がされています。 ・ 保育所の見学や育児相談はいつでも受け入れが可能になっています。 ・ 地域の子どもをめぐる諸課題については、他園や市の保育課等との連携・協力し取り組まれています。 ・ 地域への情報紙が作成されていますが、園庭開放の内容を分かりやすく載せたり、子育てに役立つ情報提供をするなど工夫されることを期待します。 | | |